

地区計画の届出について

届出が必要な行為

地区計画が導入されることにより計画区域内で、下記の場合には工事着工の30日以上前及び建築確認申請提出前までに、建設課へ「届出」していただくことになっております。

- ①土地の区画形質の変更を行う場合
- ②建築物の建築又は工作物の建設をする場合
- ③建築物等の用途を変更する場合

(注)

- ・土地の区画形質の変更とは、敷地の切土・盛土による整地及び既存建築物の敷地の増加等をいう。
- ・工作物とは、主に擁壁、広告塔、高架水槽、煙突等をいう。

届出書の様式と届出の必要な添付図書

第1号様式

地区計画の区域内における行為の届出書

多気町長様 平成 年 月 日

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(電話番号) _____

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

(1)土地の区画形質の変更
(2)建築物の建築又は工作物の建設
(3)建築物等の用途の変更
(4)建築物等の形態又は意匠の変更
(5)木竹の伐採

記

1 行為の場所 多気町
2 行為の着手予定日 平成 年 月 日
3 行為の完了予定日 平成 年 月 日
4 設計又は施行方法 _____

| | | | | |
|--------------------|--|-----------|-------|-------|
| (1) 土地の区画形質の変更 | 区域の面積 | ㎡ | | |
| (2) 建築物の建築又は工作物の建設 | (a)行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転) | | | |
| (b) 設計の概要 | 届出部分 | 届出以外の部分 | 合計 | |
| | ①敷地面積 | | ㎡ | |
| | ②建築又は建設面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | ③延べ面積 | ㎡ () | ㎡ () | ㎡ () |
| ④高さ | ⑤用途 | | | |
| | 地盤面から | ⑥短又はさくの構造 | | |
| (3) 建築物等の用途の変更 | (a)変更部分の延べ面積 | ㎡ | | |
| | (b)変更前の用途 | (c)変更後の用途 | | |
| (4) 建築物等の形態又は意匠の変更 | 変更の内容 | | | |
| (5) 木竹の伐採 | 伐採面積 | ㎡ | | |

備考

1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を省略する場合は、押印を省略することができる。
3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
5 同一の土地の区画について2以上の種類の行為を行うときは、一の届出書によること。

※連絡先 住所 : _____
氏名 : _____ 電話番号:() _____

| 行為の種類 | 図面 | 縮尺 | 備考 |
|-------------------------------|----------------------|-------------|--|
| 土地の区画形質の変更 | ●位置図 | 適宜 | |
| | ●区域図(公共施設配置図) | 1/1000以上 | |
| 建築物の建築 工作物の建設 建物等の用途の変更 | ●計画図 | 1/100以上 | |
| | ●位置図 | 適宜 | 立面図へ最高の高さ及び軒高を表示 ※断面図及び矩形図でも可 外壁・屋根の色彩表示 |
| | ●配置図 | 1/100以上 | ※印の図面は1/100でも可 |
| | ●立面図(2面以上) ●各階平面図 | ※ 1/50以上 | |
| 建築物、工作物の意匠の変更 | ●位置図 | 適宜 | |
| | ●配置図 | 1/100以上 | ※印の図面は1/100でも可 |
| | ●立面図(2面以上) | ※1/50以上 | |

●上記の図書のほかに必要に応じて参考となる資料を提出していただくことがあります。

多気町建設課 〒519-2181 三重県多気郡多気町相可 1600
TEL(0598)38-1116 FAX(0598)38-1140

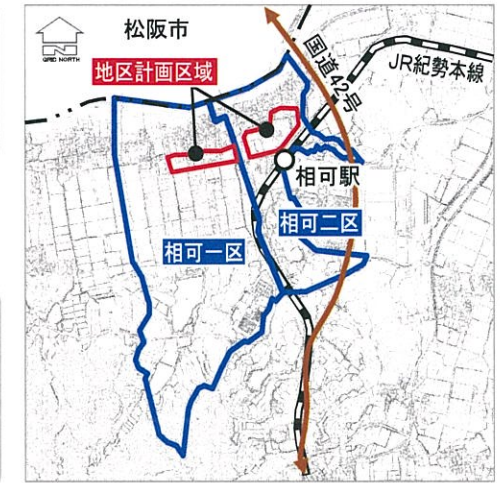
相可駅北地区及び県道勢和兄国松阪線沿道地区 地区計画のあらまし

地区計画の目標

地区計画の適用により、道路などの地区施設の計画的な配置や建築物等の適正な誘導を図り、鉄道駅や県道に近い立地特性を活かした、安全で住みよい居住環境の形成を目指します。

土地利用の方針

相可一区のエリア、相可二区のエリアとも、店舗等の生活利便施設の立地が見込まれる県道バイパス沿いの土地利用(沿道住宅地)と、その背後地の低中層住宅などの土地利用(低中層住宅地)が調和した良好な住宅地環境の形成を目指します。



地区施設の整備方針

当地区の道路計画は、現道の拡幅を基本としつつ、行き止まり道路を解消するための新設道路の設置により、系統的な道路配置計画を目指します。

また、軸となるやや広い幅員の区画道路と最低限確保したい幅員の区画道路を段階的に構成し、交通機能や防災機能(緊急車両の通行、延焼遮断等)の向上を目指します。

建築物等の整備方針

基本となる用途地域及び県道沿いとその後地といった土地利用の特性(方針)に応じて地区を細区分し、建築物等の用途の制限、建築物等の高さの最高限度を定めることにより、居住環境の向上、まちなみ景観の調和、地区の防災性の向上を目指します。

地区計画の区域及び地区の細区分

